

社会福祉法人東京光の家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京光の家(以下「当法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者)については、報酬等を支給しないものとする。ただし、理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、各年度100万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、各年度50万円以内とする。
- 4 個々の非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、賃金規則第7章の規定に基づき、旅費(交通費、宿泊料等)を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成22年2月1日一部変更の「役員等報酬規程」は廃止する。

附則 この規程は、令和2年10月22日一部変更する。

別表（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

※上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。